

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付を法定免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年2月まで
② 昭和52年9月から53年3月まで

申立期間の国民年金については、それぞれの会社を退職した後に、私がA市町村役場の窓口で国民年金の加入と保険料の免除の申請手続きをした。国民年金保険料の納付書、督促状等は受け取っていないので、納付は免除となっているものと思っていた。保険料の免除の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、社会保険庁の記録により、平成8年12月17日付けの追加処理により国民年金加入期間となったものであり、申立期間①及び②当時は、国民年金に加入していない期間であり、申立人は国民年金保険料の免除申請手続きを行うことができなかったものと推認される。

しかしながら、申立人が所持する国民年金証書により、申立人は昭和51年4月から障害福祉年金の受給権者となったことが確認でき、障害福祉年金の受給権者は国民年金法第89条に規定する国民年金保険料の法定免除要件に該当しているとともに、市町村役場の窓口で免除手続きをしたという申立人の主張は、法定免除の届出であった可能性も考えられる。

一方、申立期間①当時、申立人は、障害福祉年金の受給権者とはなっていないため、申立期間①は国民年金保険料の法定免除期間には該当していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月から53年3月までの国民年金保険料の納付を法定免除されていたものと認められる。

秋田国民年金 事案 527

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 61 年 3 月まで
私の申立期間の国民年金保険料については、当時、銀行振込するか、又は夫が市町村役場窓口で納付書に現金を添えて納付していたと記憶している。申立期間の納付記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて現年度納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿において、昭和 59 年 11 月 28 日に申立人の国民年金任意加入被保険者資格が喪失した記録が確認できるものの、申立人は被保険者資格喪失手続をした覚えはないと主張しており、当時、市町村役場職員であった夫の仕事や住所の変更など、申立人の被保険者資格喪失手続を行うべき事情は見当たらず、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の昭和 59 年度の国民年金保険料の納付書は年度当初に発行され、昭和 59 年 4 月から同年 10 月までは納付済みであることから、申立期間のうち、同年 11 月から 60 年 3 月までの保険料を継続して納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

しかしながら、A 市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失処理が昭和 59 年 12 月になされたことが確認でき、このため、申立人の昭和 60 年度の納付書は発行されなかったと考えられ、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年9月まで

平成元年3月に厚生年金保険第四種被保険者期間が満了したが、家の新築中で忙しく、国民年金への切替手続をしないでいたところ、同年12月ごろに市町村役場の年金担当者が来て、申立期間の同年3月から同年9月までの国民年金保険料はすでに免除できないと言われたので、その分は納付することとした。平成元年10月から2年3月までは全額免除の手続をしたが、申立期間の保険料については、市町村役場の年金担当者が持ってきてくれた納付書により、銀行窓口で納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立期間直前の114か月（昭和54年9月から平成元年2月までの期間）においては、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者期間が満了した後、国民年金の加入手続を平成元年12月に行い、その時点で免除申請手続が可能であった同年10月以降の保険料の免除申請手続を行い、申立期間の保険料は市町村役場職員から渡された納付書で納付したと主張するところ、社会保険庁の記録により、平成元年10月以降は免除申請が承認されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成元年9月1日、資格取得は同年3月1日に遡及^{そきゅう}して行われたことが確認でき、申立期間のうち、

平成元年3月の保険料については過年度納付、同年4月から同年9月までの保険料については現年度納付が可能であり、申立期間当時、A市町村役場では現年度保険料の納付書のほか過年度保険料の納付書も発行していたことが確認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年1月11日まで

社会保険事務所から連絡があり、有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う額と相違していることがわかった。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円とされていたところ、有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成9年1月11日）の後の平成9年1月29日付けで、8年6月1日に遡^{そきゅう}及して20万円に引き下げられていることが確認できる上、9年1月11日現在で同社に在籍していた二人についても申立人と同様に遡^{そきゅう}及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年6月1日から9年1月11日までの標準報酬月額を20万円とする訂正処理を9年1月29日付けで遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要であると認められる。

秋田厚生年金 事案 392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年12月11日、資格喪失日に係る記録を33年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月11日から33年9月1日まで

私は、昭和32年12月に臨時職から本採用となり、厚生年金保険料も給料から控除されていたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無く、申し立てた。勤続15年の賞状に採用年月があり、当時の給与明細書には、厚生年金保険料の控除の記載がある。勤務し、保険料控除があったことは明らかであるので、勤務した期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持している給与明細書から、申立人がA株式会社B支店に昭和32年12月11日から33年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、「当社が保管する従業員台帳に、申立人の入社日は昭和32年12月11日、厚生年金保険の資格取得日は33年9月1日となっており、申立期間は正社員としての記録が無く、厚生年金保険には加入させていなかったものと思料される。」と回答していることから、事業主は、申立人について厚生年金保険の被保険者としての届出を

社会保険事務所に行っておらず、その結果、社会保険事務所では、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田国民年金 事案 526

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年8月まで

申立期間当時、私はA市町村のB事業所に住み込みで働いていたが、将来のことを心配した親から、「国民年金に加入する。」と聞いた記憶があり、親が納付してくれていたと思う。厚生年金保険に加入するまでの期間が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は親が納付してくれていたと思うと主張しているところ、申立人の母親は、「家族の分をまとめて納付した。」と供述しているが、納付方法等の具体的な記憶は無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年3月及び申立期間当時、申立人はA市町村のB事業所に住み込みで働いていたが、申立人の両親は42年6月にA市町村からC市町村に転居していることが確認でき、当時は印紙検認方式であったことを踏まえると、申立人の両親は申立期間の保険料をC市町村で納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、国民年金に加入した直後の昭和44年1月から同年3月までの保険料を納付していることが確認できるが、申立人の両親は43年当時大病のため、夫婦共に昭和43年度の国民年金保険料を納付しておらず、申立人の保険料についても納付できる状況ではなかつたことが推認でき、当該期間は、申立人自身が納付したものと考えられるところ、申立人は、保険料をどのように納付したのか記憶が無く、申立期間当

時の記憶も曖昧^{あいまい}である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月までの期間及び 38 年 1 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 12 月まで
② 昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月まで

昭和 47 年暮れから 48 年の年頭に向け、A 市町村役場 B 支所長だった C さんに、将来のため国民年金保険料を納付した方がいいと言われた。当時、多額の借入れをして、母の分と合わせて二人分の申立期間の保険料を B 支所で納付したことを覚えているので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年 12 月下旬から 48 年 1 月上旬ごろに、申立期間①及び②の国民年金保険料と申立人の母親の国民年金保険料をまとめて A 市町村役場 B 支所で納付した。」と主張するところ、申立期間①については、申立人が保険料を納付したと主張する昭和 47 年 12 月及び 48 年 1 月は特例納付実施期間ではなく、保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立期間②については、申立人が保険料を納付したと主張する昭和 47 年 12 月及び 48 年 1 月において、申立期間②（申請免除期間）及び申立人の母親の 37 年 12 月から 45 年 3 月までの申請免除期間に係る保険料の追納が可能であったが、同期間の保険料を追納した場合の保険料の額は、申立人が納付したと主張する額を大幅に下回る金額である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料を A 市町村役場 B 支所で納付したと主張しているが、A 市町村では、申立期間当時、同支所において国民年金保険料の特例納付及び追納の納付書の発行及び収納事務は行っていなかつたと回答している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 393

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月ごろから33年10月ごろまで
50年以上も前のことなので厚生年金保険についての記憶は定かではないが、株式会社Aに勤務していた期間について同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いたが、自分の記録が無いのは不自然なので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が同僚であったと記憶する二人は、「申立人と同じB部門で仕事をしていた。6、7年勤務したが厚生年金保険は最後の28か月しか記録が無い。」、「C部門での仕事は危険を伴うためB部門の者よりも早く厚生年金保険に加入させていたが、B部門の者はある程度長く勤めてから厚生年金保険に加入させていたと思う。私も勤めて8年以上経ってB部門の監督になってから厚生年金保険に加入した。」と証言している。

また、株式会社Aにおいて、B部門で勤務していた元従業員10人について勤務時期及び厚生年金保険の資格取得時期を調査したところ、8人は入社してから約2か月から約8年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の加入記録は無く、申立期間の健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 6 月 1 日まで
昭和 42 年 4 月から 62 年 3 月までの 20 年間、A 事業所で私は寮の舎監、妻は賄いとして働いていた。厚生年金保険の加入記録では、私は 46 年 6 月 1 日からの加入となっており、働いた期間に比べて厚生年金保険の加入期間が短く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する事務職員名簿から、申立人及びその妻が昭和 42 年 4 月から同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 6 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険加入記録は、昭和 46 年 5 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの期間及び 55 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日までの期間であり、厚生年金保険加入期間（昭和 46 年 6 月 1 日から 62 年 4 月 1 日までの期間）とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
昭和 42 年 4 月から 62 年 3 月までの 20 年間、A 事業所で私は寮の賄い、夫は舎監として働いていた。厚生年金保険の加入記録では、夫は 46 年 6 月 1 日から加入となっているが私は 53 年 4 月 1 日からの加入となっており、働いた期間に比べて厚生年金保険の加入期間が短く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する事務職員名簿から、申立人及びその夫が昭和 42 年 4 月から同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち 42 年 4 月から 46 年 5 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人の夫は、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人は、46 年 7 月 5 日から 53 年 3 月 31 日までの期間において夫の被扶養者となっていることが確認でき、同期間において申立人は、厚生年金保険には加入していなかったことが推認される。

さらに、申立人の雇用保険加入記録は、昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの期間及び 55 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日までの期間であり、厚生年金保険加入期間（昭和 53 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日までの期間）とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和 42 年 4 月から 46 年 5 月までの期間及び 50 年 12 月から 53 年 3 月までの期間は、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 15 日から 53 年 4 月 16 日まで

A株式会社に3回、冬期間の出稼ぎに行ったが、そのうち申立期間だけ厚生年金保険の記録が無い。出稼ぎから帰ると市町村役場に出稼ぎ手帳を出していたが、出稼ぎに行った3回ともその期間の国民年金の記録が抜けているのは厚生年金保険に加入したからだと思う。一緒に出稼ぎに行ったB氏の厚生年金保険の記録があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が同僚であったと記憶する一人は、「昭和 43 年から 55 年ごろまで毎年出稼ぎに行ったが、会社から厚生年金保険に加入させないと言われたので、後半は国民年金に加入していた。」と証言しているところ、同氏は昭和 43 年から 51 年 3 月まではA株式会社の厚生年金保険に加入しているが、51 年 4 月以降は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、A株式会社に出稼ぎに行った3回（昭和 46 年、51 年及び 52 年）とも 15 人から 20 人ぐらいの従業員がいたと供述しているが、社会保険事務所の記録から、厚生年金保険被保険者の資格取得者（11 月から翌年の 4 月までの間）は、昭和 46 年は 16 人、51 年は 11 人、申立期間の 52 年は 3 人であることが確認でき、申立期間当時、A株式会社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の加入記録は、昭和 46 年 11 月 17 日から 47 年 4 月

15日までの期間及び51年11月17日から52年4月20日までの期間以外には無く、申立期間において、健康保険記号番号に欠番もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 23 日から 52 年 1 月 31 日まで
A株式会社勤務した厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和 48 年 7 月 23 日から 52 年 1 月 31 日までの期間が第一種被保険者となっているが、坑内員として勤務したので、第三種被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料は、社会保険事務所に届け出された申立人の標準報酬月額に第一種被保険者の保険料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額であり、申立人が主張する第三種被保険者の保険料率に基づく保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立期間は、第一種被保険者として届け出られていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 4 日から 51 年 3 月 9 日まで
申立期間当時、夫と別居し、二人の子供を育てるため働かなければ生活ができなかった。A事業所を退社した後、すぐに昭和 47 年 5 月 4 日から B事業所で働き始め、厚生年金保険料は給料から控除されていたが、この期間の厚生年金保険加入記録が無いと言われ、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所における厚生年金保険の加入記録は、昭和 51 年 3 月 10 日から 54 年 4 月 15 日までとされているが、47 年 5 月 4 日から勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張するところ、雇用保険の加入記録では、資格取得日は昭和 50 年 11 月 2 日、離職日は 54 年 4 月 14 日とされていることが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「従業員は厚生年金保険に加入していたと思うが、加入期間はそれぞれまちまちであり、試用期間があった。」と証言している上、「働き始めの 1 年間の厚生年金保険加入記録が無い。」と証言する同僚もいることから、B事業所では必ずしも入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は、昭和 51 年 3 月 10 日から 54 年 4 月 15 日までの期間以外には無く、健康保険記号番号に申立人の記録の脱落をうかがわせる欠番も見当たらない。

加えて、申立人の元夫の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 6 月 30 日までの期間におい

て、元夫の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年4月13日まで
昭和17年4月から20年9月までA事業所のB課に勤務したのに、厚生年金保険加入記録は20年4月13日からとなっているのは納得できない。17年4月から厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月からA事業所のB課に勤務し、申立期間も厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）に加入していたと主張するところ、A事業所は、同事業所が保管する厚生年金保険加入記録により、申立人について、「昭和20年4月13日資格取得（雇入れ）、同年9月2日資格喪失の記録が確認できる。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の加入記録は、昭和20年4月13日から同年9月2日までの期間以外に無く、17年1月から20年3月までの間に被保険者資格を取得した同被保険者名簿の中に、申立人の加入記録は確認できなかった。

さらに、当時、A事業所においてC課で勤務していた者は、「申立人のことは記憶に無いが、当時、2年ぐらい臨時職員として勤務し、その後正社員になった人もいた。」、「当時、ほかの会社の人労働者の3分の1ぐらいいて、申立人が勤務していたB課にもほかの会社から来ている人も多数いた。」と供述している上、当時の社員12人から聞き取りをした結果でも、申立人と同じB課に勤務していた者は確認できず、「労働者が2,500人から3,000人ぐらいいて、課もC課、D課、E課などがあって、課の中でもいろいろと分かれており、課が違くと全く分からない。」との供述は得られたも

のの、申立人の勤務実態については確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 7 月 6 日まで

兄（故人）の紹介でA船の乗組員になり、甲板員として従事した。給料の支給は現金だけで、明細書は渡されなかったため、保険料が控除されていたかは不明である。昭和 34 年 7 月 6 日ごろ、B港に停泊中のA船が沈没した際、船員手帳を紛失したが、申立期間について船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C株式会社所属のA船に乗船し船員保険に加入していたと主張するが、同社は、「当時の資料が無く、申立人が乗船していたかは確認できない。」と回答している上、申立人は、当時の船長や同僚の名前を記憶しておらず、勤務の実態について確認できない。

また、申立人は、B港に停泊中のA船が沈没し船員手帳を紛失したと主張するが、申立期間当時、C株式会社に勤務していた船員8人に聞き取りしたところ、A船の沈没を記憶している者はいなかった上、申立人を記憶している者もいなかった。

さらに、申立人は、「B港に停泊中のA船が沈没した際、船員手帳を紛失した。」と主張しているが、C株式会社の船長経験者は、「D港所属の漁船が、すぐ近くのB港に入港し、水揚げをすることは考えられない。」と証言している。

加えて、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無い上、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。